

法人税減税、庶民増税に関する意見書

政府税制調査会は、2007年の税制改正を検討し、12月下旬に答申を予定していますが、この中に法人税の引き下げの必要性を明記するよう検討しています。

日本経団連会長は11月13日、地方税を含む39%（標準税率）の法人実効税率を、アジア・欧州並みの「30%をメドに考えるべきだ」と述べ、法人税率を10%引き下げることにより、4兆円規模の企業減税の実施を要望しています。これは、実施されると消費税2%アップが必要となるほど巨大なものです。

すでに法人税（国税分）は40%から30%に下がり、10兆円前後の大減税となりました。さらに政府は、法人税の「減価償却」の限度額を拡大し、初年度で6000億円規模の大企業減税を来年から実施しようとしています。しかし、日本の法人税負担は、諸外国よりも既に軽くなっておりす。

他方、庶民には、7年連続の給与所得の低下などで個人消費が低迷する中、定率減税の縮小・廃止や住民税増税などの大増税がおおいかぶさり、高齢者や低所得者層の生活を直撃しています。

このような中で、大企業にはさらなる減税を進め、庶民にはさらなる増税をかぶせる逆立ち税制は許されません。いまこそ、庶民増税をやめ、大企業に応分の増税を求めて社会的責任を果たさせるべきです。

よって、当議会は、政府と国会においては、法人税のさらなる減税をすることのないよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月15日

名 寄 市 議 会